

【令和5年度】（第5回目）

新潟県介護サービス提供体制緊急時確保事業費補助金の募集について

1 申請にあたっての留意事項

本補助金は、発生期間中に生じたかかり増し経費のうち、令和6年3月31日までに生じたかかり増し経費が対象であり、令和6年4月1日以降に生じたかかり増し経費は対象外である点にご留意ください。

2 事業の内容

新型コロナウイルスの感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下、「事業所・施設等」という。）における介護サービス継続に必要なかかり増し経費を支援します。

3 補助対象の介護サービス事業所・施設等及び補助対象経費

令和5年度新潟県介護サービス提供体制緊急時確保事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）別添1に記載のとおりです。

※ 交付要綱等は県ホームページからもダウンロードできます。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kakarimashi2023.html>

4 補助金申請の流れ

第5回目募集に係る申請については、第4回目募集までの申請と流れが異なりますので、別紙の注意事項の内容を必ず確認してください。

5 交付申請書等の作成

交付申請等の手引きに記載のとおりです。

6 交付申請書等の提出方法

下記に記載の URL より新潟県電子申請システムにアクセスし、交付申請書等を提出してください。

https://apply.e-tumo.jp/pref-niigata-u/offer/offerList_detail?tempSeq=9606

7 申請期限

①発生日が令和5年8月1日から令和5年11月30日の間である事業所・施設等、又は②発生日が令和5年12月1日から令和6年2月29日までの間である事業所・施設等で生じたかかり増し経費（※）のうち、基準期間内に支払いが完了するかかり増し経費を、下記の申請期限までに新潟県電子申請システムで申請してください。

※ 発生期間内に生じたかかり増し経費のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費であれば、申請日時時点で支払いを完了していない経費も申請に含めることができます。

※ 申請日時時点で支払いを完了していない経費のうち、衛生用品については次の事項にご留意ください。

- ・ 2月末日時点で収束していない事業所において、申請される衛生用品の購入費は、発生期間中に在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、発生期間中に使用する見込みの衛生用品が対象となります。なお、収束日が4月1日以降となる場合は、3月末日までに在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、3月末日までに使用する見込みの衛生用品が対象となる点にご留意ください。
- ・ 2月末日時点で収束していない事業所において、発生期間中に購入して使用する見込みの衛生用品を申請された場合には、発生期間中に実際に使用した数量で実績報告していただきます。なお、収束日が令和6年4月1日以降である場合は、3月末日までに実際に使用した数量が対象となる点にご留意ください。

第5回目申請期限

- ・ 基準期間（次の基準期間内に支払いが完了するかかり増し経費）

上記①の場合：令和6年1月1日～令和6年3月31日

上記②の場合：令和6年12月1日～令和6年3月31日

- ・ 申請期限：令和6年2月29日まで

※ 申請期限の厳守をお願いします。（申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるものなど、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。）

①… ②… 締切…

	R5.5	R5.6	R5.7	R5.8	R5.9	R5.10	R5.11	R5.12	R6.1	R6.2	R6.3
発生日				①R5.08.01～R5.11.30							
※発生期間初日								②R5.12.01～R6.02.29			
基準期間									①R6.1.1～R6.03.31		
※基準期間内の 支払完了が条件								②R5.12.01～R6.3.31			
申請期限										2/29	

8 追加募集（第6回目募集）の予定

第5回目募集の受付終了後、予算状況により下記のとおり追加募集を行う予定です。追加募集を行う場合は、県ホームページでのみご案内しますのでご注意ください。

また、申請時の注意事項は第5回目募集と同様となりますので併せてご注意ください。

追加募集申請期限

○ 申請対象

発生日が令和6年2月1日から令和6年3月15日までの間である事業所・施設等で生じたかかり増し経費（※）のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費

※ 発生期間内に生じたかかり増し経費のうち、3月末日までに支払いが完了するかかり増し経費であれば、申請日時時点で支払いを完了していない経費も申請に含めることができます。

※ 申請日時時点で支払いを完了していない経費のうち、衛生用品については次の事項にご留意ください。

・ 3月15日時点で収束していない事業所において、申請される衛生用品の購入費は、発生期間中に在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、発生期間中に使用する見込みの衛生用品が対象となります。なお、収束日が4月1日以降となる場合は、3月末日までに在庫不足が見込まれて購入した衛生用品のうち、3月末日までに使用する見込みの衛生用品が対象となる点にご留意ください。

・ 3月15日時点で収束していない事業所において、発生期間中に購入して使用する見込みの衛生用品を申請された場合には、発生期間中に実際に使用した数量で実績報告していただきます。なお、収束日が令和6年4月1日以降である場合は、3月末日までに実際に使用した数量が対象となる点にご留意ください。

○ 申請期限

令和6年3月15日まで

※ 申請期限を厳守願います。（申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるものなど、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。）

9 留意事項

- ・ 本事業は、交付申請があった都度、内容を審査し、予算の範囲内で交付決定を行います。申請期間内であっても、予算の上限に達した場合は受付を締め切りますので、ご了承ください。
- ・ 申請期限を過ぎたものや提出資料に不備・不足があるものなど、申請期限までに県が受理できる状態になっていない提出資料については、申請を受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・ 交付申請等の内容に虚偽記載があった場合は、補助金返還となる場合があります。

<問合せ先>

新潟県福祉保健部高齢福祉保健課介護人材確保係

電話：025-280-5272(直通) メール：ngt040230@pref.niigata.lg.jp

※メールでのお問い合わせは、件名の先頭に必ず「【かかり増し補助】と記載してください。